

○那珂市ネーミングライツ事業実施要綱

令和2年3月27日
告示第85号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市がネーミングライツ事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容と目的)

第2条 ネーミングライツ事業（以下「事業」という。）は、市と契約した事業者に本市の施設等について、条例等に規定する名称に代えて愛称を使用する権利（以下「命名権」という。）を付与し、当該事業者からその対価として金銭（施設等で利用可能な物品の納入、役務の提供等を含む。以下「命名権料」という。）を得て、施設等の持続的な管理運営と地域の活性化に資することを目的に行う事業をいう。

(事業の基本原則)

第3条 市長は、次の各号に掲げる基本原則に基づき事業を実施する。

- (1) 施設等の設置の目的に支障を生じさせない方法による。
- (2) 対象となる施設等の公共性を考慮する。
- (3) 社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようとする。

2 市は、事業の契約期間中は、当該事業により決定した愛称を使用するものとする。ただし、条例等に規定されている施設等の名称は変更せず、必要に応じて条例等に規定されている名称を使用できるものとする。

(規制業種又は事業者)

第4条 契約の当事者となることのできるのは法人に限るものとする。

2 次に掲げる業種又は事業者は、応募することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定されている業種及びこれに類する業種
- (2) 消費者金融業及び事業者金融業
- (3) ギャンブルに関する業種。ただし、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に規定する宝くじに係るものを除く。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (5) 政治団体及び宗教団体
- (6) 各種法令に違反している事業者
- (7) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う事業者
- (9) 国税又は地方税を滞納している事業者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと判断した業種又は事業者

(愛称の表記範囲)

第5条 事業により使用する愛称は、市民や利用者にとって親しみやすく、呼びやすい等の視点から市民の理解が得られるものとし、かつ、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 社会問題についての主義、主張等に係るもの
- (5) 個人又は法人の名刺広告に関するもの
- (6) 市が推奨しているとの誤解を招くおそれがあるもの
- (7) 市政運営に支障を及ぼし、市の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- (8) 人権を侵害し、差別を助長するおそれがあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、施設に表記する愛称として適当でないと市長が認めるもの

(対象施設等)

第6条 事業の選定対象となる施設等は、スポーツ施設、文化施設、公園その他施設等又は当該施設等の一部等とする。ただし、市長が事業にふさわしくないと認める施設等は、対象外とする。

2 選定しようとする施設等が指定管理者制度導入施設の場合は、市長と指定管理者が協議の上、市長が選定するものとする。

(命名権の付与期間)

第7条 命名権を付与する期間は、原則として3年以上とする。

2 指定管理者制度導入施設については、その指定管理期間を考慮し、適切な期間を定めることができる。

(募集の種類)

第8条 事業に係る募集の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 特定型募集 市が選定した対象施設等について愛称等を募集するもの
- (2) 提案型募集 対象施設等（前号の規定により選定したものを除く。）及び愛称等についての提案を募集するもの

(募集)

第9条 特定型募集を実施する場合は、対象施設等を所管する部署は、施設等ごとに募集要項を作成し、市ホームページ又は広報紙等への掲載等により、広く募集するものとする。

2 前項の募集要項には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 事業を実施する目的
- (2) 事業を実施する施設等の概要
- (3) 付与する権利の内容
- (4) 希望契約価格
- (5) 希望契約期間

- (6) 募集方法及び募集期間
- (7) 選定の方法
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に関し必要な事項
(事前相談)

第10条 提案型募集に応募しようとする者は、ネーミングライツ事業事前相談申込書（様式第1号）を市長に提出し、提案内容に係る施設条件等について、あらかじめ確認を受けなければならない。

(応募)

第11条 事業に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、ネーミングライツ事業応募申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) ネーミングライツ事業応募に係る誓約書（様式第3号）
- (2) 地域貢献等の実績及び今後の計画（任意様式）
- (3) 印鑑証明書（法人の代表者印）
- (4) 会社概要
- (5) 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- (6) 法人の登記事項証明書
- (7) 直近の納税証明書（国税及び市税）
- (8) 愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要の分かるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(審査)

第12条 市長は、前条の規定により応募者に係る審査を行う機関として、ネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長には、副市長をもって充てる。
- 4 委員は、企画部長、総務部長、市民生活部長、教育部長及び事業を実施する施設等を所管する部署の部長をもって充てる。
- 5 審査委員会は、事業を実施する施設等の所管課からの要請により委員長が招集する。
- 6 委員長は、審査委員会の会務を総括し、審査委員会の会議の議長となる。
- 7 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 8 審査委員会は、次の事項について審査を行い、契約相手方として採用することの適否及び順位を決定し、市長に報告するものとする。
 - (1) 命名権料及び契約期間
 - (2) 応募者の事業内容及び経営状況
 - (3) 施設等の愛称の親しみやすさ
 - (4) 附帯的な提案の内容
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に必要な事項

9 市長が必要と認めるときは、事業に関して専門的知識を有する者等を委員として委嘱することができる。

10 審査委員会の庶務は、総務部総務課行財政改革推進室において処理する。

(決定及び通知)

第13条 市長は、前条第8項の規定による報告を受けたときは、当該報告の内容を尊重し、応募に対する採用の可否を決定するものとする。

2 市長は、応募者に対し、ネーミングライツ採用（不採用）決定通知書（様式第4号）により採用の可否を通知するものとする。

(契約の締結)

第14条 市長は、採用決定した応募者（以下「命名権者」という。）と命名権に関する契約を締結するものとする。

(命名権料の納入)

第15条 命名権者は、市長が指定する期日までに、市長の指定する方法で、年度ごとに一括で命名権料を納入しなければならない。ただし、命名権を物品の納入、役務の提供等で行う場合は、契約後、速やかに、市長と協議し、当該協議により決定した日までに、物品の納入、役務の提供等を行うものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、命名権との協議により、支払方法、納入額及び納入期限等を別に定めることができる。

(契約の解除)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、命名権の付与を取り消すことができる。

(1) 指定した期日までに命名権料の納入がないとき。

(2) 命名権者が、法律、条例等に違反し、又はそのおそれがあると市長が認めたとき。

(3) 命名権者の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

2 市長は、前項の規定により命名権の付与を取消ししたときは、ネーミングライツ契約解除通知書（様式第5号）により命名権者に通知するものとする。

3 第1項の規定により命名権の付与を取消しした場合、第15条の規定により既に納入された命名権料については、返還しないものとする。

(費用負担区分)

第17条 事業の実施に係る市と命名権者の費用負担の区分は、別表のとおりとする。

(指定管理者との協議)

第18条 指定管理者制度導入施設については、愛称の使用について、市、指定管理者及び命名権者との間で必要な事項について協議するものとする。

(次回の契約)

第19条 命名権者は、次回の当該対象施設等の事業の募集に際して、優先的に交渉することができるものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第67号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第17条関係）

ネーミングライツ事業の導入に伴う費用負担

費用負担の区分	市	命名権者
ネーミングライツ料		○
敷地内外の表示の変更（施設看板、道路標識等）（注1）		○
原状回復費用		○
パンフレット、封筒等の市の印刷物や市ホームページの表示変更（注2）	○	

（注1） 敷地内外の表示の変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行う。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含め市や関係機関と協議の上、決定する。なお、屋外への看板設置については、茨城県屋外広告物条例（昭和49年茨城県条例第10号）等の関係法令を順守するものとする。

（注2） 残部数や切り替え時期などを考慮し、協議の上、決定する。

様式第1号（第10条関係）

ネーミングライツ事業事前相談申込書

年　月　日

那珂市長

所在地

法人名

代表者名

那珂市ネーミングライツ事業実施要綱第10条の規定により、提案募集型ネーミングライツ事業への応募を検討するため、次のとおり事前相談を申し込みます。

提案を希望する施設等の名称	
希望する愛称案 ※複数記載可	
希望する命名権料 (相当額)	金　錢　　物品の納入又は役務の提供 年額　　万円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。) ※物品の納入又は役務の提供の場合は、相当額を記載
物品の納入又は役務の提供	物品名・役務名： ※該当がある場合のみ記載
希望する契約期間	年 (原則3年以上)
相談事項	
〈連絡担当者〉 所属部署・役職・氏名	
連絡先	TEL： FAX： E-mail：

様式第2号（第11条関係）

ネーミングライツ事業応募申請書

年　月　日

那珂市長

所在地

法人名

代表者名

那珂市ネーミングライツ事業実施要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

施設名			
フリ 愛 称 (英語表記)			フリガナ 略称
命名の理由 (応募動機)			
命 名 権 料	金 銭 年額	物品の納入又は役務の提供 万円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。) ※物品の納入又は役務の提供の場合は、相当額を記載	
希望契約期間	年　月　日から　　年　月　日まで (　年　か月)		
附帶的な提案	(命名権料のほか、提供いただける附帯的な提案がある場合は記入してください。)		
本社所在地 (市内事務所)			
連絡先	担当者氏名		
	部署・役職		
	TEL・FAX	TEL:	FAX:
	E-mail		

(添付書類)

- ネーミングライツ事業応募に係る誓約書（様式第3号）
- 地域貢献等の実績及び今後の計画（任意様式）
- 印鑑証明書（法人の代表者印）
- 会社概要
- 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
- 法人の登記事項証明書
- 直近の納税証明書（国税及び市税）
- 愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要の分かるもの

様式第3号（第11条関係）

ネーミングライツ事業応募に係る誓約書

年　月　日

那珂市長

所在地

法人名

代表者名

ネーミングライツ事業の応募を行うにあたり、那珂市ネーミングライツ事業実施要綱第4条に規定する規制業種又は事業者に該当しません。また、提出書類の内容は事実に相違ありません。

様式第4号（第13条関係）

ネーミングライツ採用（不採用）決定通知書

第 年 月 日 号

法人名
代表者名

様

那珂市長

印

年 月 日付けのネーミングライツ事業応募申請について、次のとおり決定しましたので通知します。

区分	<input type="checkbox"/> 採用
	<input type="checkbox"/> 不採用 (理由)
対象施設名	
愛称名	
ネーミングライツ期間	年 月 日から 年 月 日まで (年 か月)
ネーミングライツ料	金 錢 物品の納入又は役務の提供 年額 万円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。) ※物品の納入又は役務の提供の場合は、相当額を記載
その他	

様式第5号（第16条関係）

ネーミングライツ契約解除通知書

第 号
年 月 日

法人名
代表者名

様

那珂市長

印

年 月 日付け 第 号で採用の決定があったネーミングライツ事業について、次の理由により契約を解除します。

なお、ネーミングライツ事業実施要綱第16条第3項の規定により、既に納入されました命名権料については返還しません。

施設名	
契約解除年月日	年 月 日
取消理由	